

## ふるさと先生派遣に関する Q&amp;A R7.4.9 更新

1	<p>Q. さが食・農・むらサポーター（むらサポ）とは何か。</p> <p>A. 消費者のみなさんに佐賀の食や農業、農村を知ってもらい、好きになってもらい、応援してもらうために立ち上げた取組です。</p> <p>ふるさと先生派遣依頼団体のみなさんには、情報発信を行う「サポーター」として「このような活動をしています」等といった情報発信を行っていただきたいと思っています。</p>
2	<p>Q. さが食・農・むらサポーターに登録するのはなぜか。</p> <p>A. さがの農業・農村を応援していただくファンを増やすためには、佐賀県の農業・農村の様々な情報を発信していくことが重要だと考えています。ふるさと先生派遣制度についても、ファンづくりの一環として取り組んでいますので、派遣団体自らが佐賀の農業・農村を応援してもらう気持ちを持ってもらうとともに、情報発信を行うことにより、ファンの輪を広げているという意味から、さが食・農・むらサポーターに登録していただくこととしています。</p>
3	<p>Q. ふるさと先生はどんな方がいるのか。</p> <p>A. HP さが農村ひろば（←Webで「さが農村ひろば」と検索）&gt;さかのふるさと先生（下のほうにバナーがあります）&gt;ふるさと先生地区別リストをご覧ください。</p> <p>ふるさと先生に登録されている方を掲載しているので、ご依頼があれば県からその方へ派遣依頼があったことをご連絡いたします。ふるさと先生のご相談は、管轄の農業振興センターへご相談ください。</p>
4	<p>Q. 同じ講座内容で、対象人数が多いため2日に分けて実施した場合、2回とカウントしてよいか。</p> <p>A. 同じ講座内容の場合、2日間行っても1回のカウントとします。<u>内容</u>をかえて2回以上実施してください。<u>（※時期を変えても内容と先生が同一であれば1回のカウントになります）</u></p>
5	<p>Q. 助成金の支払いはどういったやり取りになるのか。</p> <p>A. 「口座振替申出書」に記入されていたご指定の口座へ事務局から振り込みます。現金でのやり取りはいたしません。</p> <p>※ふるさと先生とのやり取りは、(別紙①-2)「経費支払いについて」をご覧ください。</p>

6	<p>Q. 助成金の受入口座の名義は申込みの団体名と同一でなくても構わないか。</p> <p>A. 申込み団体が指定する公的に管理している口座であれば同一名でなくても構いません。(保護者の口座など)</p>
7	<p>Q. 計画どおりに実施できなかった場合はどうなるのか。</p> <p>A. やむを得ない事情により実施できなかった場合（ふるさと先生の都合による講座の中止など）は、<u>返金手続きの調整をしますので早めにご相談ください。</u></p>
8	<p>Q. 経費を使いきれなかった場合はどうなるのか。</p> <p>A. 基本的には経費以上の支出となるよう努めてください。特に、材料費など、ふるさと先生が経費の負担をすることがないようお願いします。それでも使いきれなかった場合は、内容をお聞きし、<u>返金手続きの調整をしますので早めにご相談ください。</u></p>
9	<p>Q. 対象となる経費の内訳は？</p> <p>A. ふるさと先生への謝金+旅費あわせて1回6千円/人（目安）、材料費やその他実費（会場使用料など）も経費に含まれます。その他、不明な経費についてはご相談ください。</p>
10	<p>Q. <u>経費支払い報告書に記載する金額は、消費税込みの金額でよいか？</u></p> <p>A. <u>消費税込みの金額で記載してください。</u></p>
11	<p>Q. ふるさと先生が材料費を立て替えて用意してくれた場合はどうするのか。</p> <p>A. 店舗で購入された場合は領収書を提出してもらって、その金額をお支払いしてください。材料の用意は、団体が行ったり、ふるさと先生が用意したりケースバイケースだと思いますので、事前打ち合わせで話し合ってください。なお、領収証に材料の明細を記載して下さい。  <u>※詳しくは（別紙①-2）「経費支払いについて」参照。宛名・但し書きは必ず記載をお願いします。ただし、宛名等の記載欄がない領収書の場合は、購入したものがわかるもの（レシートなど）を必ずつけてください。</u></p>
12	<p>Q. 交付希望金額45,000円で申請し、実際に使った金額は50,000円の場合、追加で5,000円の追加助成はあるのか。</p> <p>A. 追加で助成はありません。  1団体あたり45,000円（/年）を上限として、募集の際、提出された<u>回数に応じた交付希望額</u>を助成します。</p>

13	<p>Q. 種類の違う饅頭づくり（例：いも饅頭づくりとよもぎ饅頭づくり）のカウントは1回になるのか。</p>
	<p>A. <u>ふるさと先生が違えば</u>、2回でカウントしてもらって結構です。 <u>ふるさと先生が同じであれば1回のカウントになります。</u></p>
14	<p>Q. ふるさと先生に登録されていない方に謝金や旅費等の支払いはできるのか。</p>
	<p>A. 支払いはできません。ふるさと先生への登録が必要になります。 ふるさと先生については管轄の農業振興センターへご相談ください。</p>
15	<p>Q. ブログはいつ投稿すればいいのか。</p>
	<p>A. ブログ投稿は実施後、随時行ってください。講座開催ごとに全部の投稿が必須です。</p>
16	<p>Q. 来ていただきたいふるさと先生を決めているが、直接連絡してもいいか。</p>
	<p>A. 連絡していただいて構いません。ふるさと先生を紹介してもらいたい場合は、<u>管轄の農業振興センター</u>へご相談ください。</p>
17	<p>Q. .1日に2回、午前中：米の講話（40分）、午後：田植え作業（約一時間半）で出直してもらった場合の謝金はどうすればよいか。</p>
	<p>A. お尋ねのような事例で判断しがたい場合は、事前に事務局へご相談ください</p>
18	<p>Q. 採択前のふるさと先生の派遣は可能か。</p>
	<p>A. 原則、採択通知後の派遣となるが、以下の条件を満たす場合は実施可能とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度末までに継続希望の意思表示をしていること</li> <li>・上記意思表示している団体が上限 45,000 円を希望しても予算の範囲内に入っていること</li> <li>・派遣希望日より前に（募集期間中に）派遣計画を提出していること</li> </ul>
19	<p>Q. ふるさと先生へ支払う謝金旅費は話し合いにより 2000 円/人・回でもよいか。</p>
	<p>A. 目安として提示している 6000 円は、@2500 円×2 時間+日当 1100 円で積算しています。あくまで、目安ですので、実際に講座時間が短いといった変更する根拠が明確な場合は変更することは可能です。</p>
20	<p>Q. 講座実施後にふるさと先生の指導等により必要と思われる道具を購入しました。これは補助の対象になるのか。</p>
	<p>A. 助成金の補助対象は講座の実施に必要な材料や道具に限られます。よって、実施後の備品等の購入は補助の対象には入りません。</p>